

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後高田市は、国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県豊後高田市長

公表日

令和5年4月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、申請及び届出の受付等の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【内容】</p> <p>①国民健康保険被保険者の資格管理（大分県国民健康保険団体連合会への情報提供を含む）</p> <p>②国民健康保険の保険給付管理</p> <p>③国民健康保険被保険者の一部負担金に関する事務</p> <p>④被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する事務</p> <p>⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険市町村事務処理標準システム ・国保総合システム（大分県国民健康保険団体連合会） ・国保情報集約システム ・団体内統合宛名管理システム ・中間サーバー ・医療保険者等向け中間サーバー等（医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要なシステム）
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・個人資格情報ファイル ・給付情報ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の30の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号、情報提供者が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち特定個人情報に「医療保険給付」が含まれる項：別表第二の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 情報提供者が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち特定個人情報に「他の法律による医療に関する給付」が含まれる項：9、12、15、17、22、88、97、109、120の項</p> <p>（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号、情報照会者が「市町村長」のうち、事務に「保険給付の支給」が含まれる項：別表第二の42、43の項</p> <p>（オンライン資格確認の準備業務の根拠） 番号利用法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長 佐々木 真治
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

総務課 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 TEL:0978-22-3100

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3
豊後高田市 保険年金課 電話0978-22-3100

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

